

令和2年8月18日

議員各位

## 超党派「医師国会議員の会」提言送付について

参議院議員 羽生田俊

日頃より大変お世話になっております。

過日開催いたしました超党派「医師国会議員の会」において先生方から頂戴いたしましたご意見をもとに、会としての提言を取りまとめましたのでご送付申し上げます。(尚、提言の取りまとめにあたっては会長一任とさせていただきましたので申し添えます。)

また、こちらの提言につきまして、感染症対策の観点から人数を絞り会の代表及び事務局のみで、本日、加藤厚生労働大臣へ提出して参りますので併せてご報告申し上げます。

会の開催に際しましてご協力いただき、誠にありがとうございました。

先生方におかれましては、今後とも国民医療を守るため、超党派「医師国会議員の会」へのご協力賜れば幸いです。

超党派「医師国会議員の会」事務局

羽生田俊事務所 TEL03-6550-0319

厚生労働大臣 加藤勝信 殿

超党派「医師国会議員の会」

会長 鴨下一郎

新型コロナウイルス感染症は急速な拡大をしている。この時期に感染拡大を防止し国民に安心を与えるために、我々超党派「医師国会議員の会」は、医師として専門的見地から、党派を超えて喫緊に必要な感染症対策について以下提言する。

## ＝ 記 ＝

### 一、PCR 等検査の行政委託契約の事後契約の明確化

現在国民の多くは発熱や体調不良を感じたときに一番恐れているのは新型コロナウイルス感染症である。この不安を取り除くためには PCR 等検査の充実が必要である。国民の多くは新型コロナウイルス感染症に感染しているかどうかの確認を求めてかかりつけ医を受診する。しかしその多くの医療機関にとって、国が求める PCR 等検査の委託契約は困難であり、PCR 等検査を直ぐに受けることはできない。そこで必要なことは医師が必要と認めた者については、委託契約が締結していなくとも検査可能であることを明確化することである。多くの不安を持った国民が PCR 等検査を受けることができ、陰性者は不安を払拭す

ることができる。また陽性者はその後の対応により感染拡大を防ぐことができる。即刻行政委託検査の事後契約を明確化すること。

## 二、保険適応による PCR 等検査に係る患者一部負担金の公費負担

行政検査の委託契約締結が未締結であっても、医師が必要と認めた患者の保険による PCR 等検査の実施料、判断料、に係る一部負担金を公費で措置すること。また検体の梱包料、輸送料等に係る費用の補助を行うこと。

## 三、地域ごとの感染状況の情報開示と集中的検査の実施

新規感染者数、検査件数、陽性率等の情報を住民に対して開示すること。また感染震源地（エピセンター）を明確にし、その地域の住民、事業所在勤者に対して集中的に PCR 検査を実施すること。

## 四、医療機関の経営支援

新型コロナウイルス感染症指定病院のみならず診療所も含め、すべての医療機関の経営が困難になっている。特に小児科、耳鼻咽喉科の状況が悪い。

新型コロナウイルス感染症指定病院を守るためにも、地域全体の医療機関の経営状況が健全でなければならない。新型コロナウイルス感染症患者の百倍以上に及ぶ一般患者の検査、治療を守るためにも指定病院以外の医療機関の経営を支援する必要がある。地域医療確保の観点から医療機関へ助成すること。